

阿久比町立宮津保育園の 「認定こども園」移行に関する変更について

「宮津保育園」の建物の構造上の基準を再確認した結果、「幼保連携型認定こども園」としての設置基準を満たしていないことが判明しました。

このため、令和8年4月から、「幼保連携型認定こども園」ではなく「保育所型認定こども園」として移行します。

今回の変更により、入園の仕組みなどに一部違いが生じますが、子どもたちにとって安全・安心で質の高い保育環境を提供するという基本方針に変わりはありません。

入所を検討されている保護者、園児の皆さんには、当初の案内から変更となったことをお詫びすると共に、ご理解くださいますようお願いいたします。

Q&A

Q 違いは何ですか？

類 型	詳 細
幼保連携型認定こども園	学校かつ児童福祉施設 幼稚園と保育園が一体となり、教育課程その他教育と保育の内容に関する事項は教育・保育要領に従います。
保育所型認定こども園	児童福祉施設 保育園に幼稚園的機能が加わり、学校教育法に掲げる目標が達成されるよう保育を行います。

Q 保育内容に違いはありますか？

A 保育所型も、従来通りの保育を行い、教育的要素も含まれます。園での過ごし方は幼保連携型、保育所型いずれにおいても保育園枠の園児、幼稚園枠の園児は一つのクラスで一緒に過ごすため、法令上の位置づけ以外は大きな違いはありません。

Q 職員の資格に違いはありますか？

A 幼保連携型は、学校教育と保育を提供する施設であるため、職員である「保育教諭」は「幼稚園教諭免許状」と「保育士資格」の両方を有することが原則です。
一方、保育所型は、幼稚園教諭の免許と保育士資格を併有することが必須ではありません。
町では、保育にあたる全ての正職員が「幼稚園教諭免許状」と「保育士資格」の両方を所持しています。引き続き、教育的視点も大切にしたい保育を行っていきます。

Q 働いていなくても入園することができますか？

A 保育事由がなくても入園することができます。

■問い合わせ先

児童保育課幼児保育係 ☎(48) 1111 (内1123)

